

佐野市告示第243号

公示送達

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の規定による書類の送達ができないので同法第20条の2及び佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）第18条の規定により公示送達をします。

なお、送達すべき書類は佐野市総合政策部収納課において保管し、送達を受けるべき方からの申出又は送達を受けるべき方の住所が判明しだい交付します。

令和8年10月30日

佐野市長 金子 裕

1 送達を受けるべき者の氏名及び書類の名称

田中 直人	国税徴収法第131条に係る書類
田中 直人	国税徴収法第54条に係る書類
田中 直人	国税徴収法第82条に係る書類
高橋 龍生	国税徴収法第54条に係る書類
TRAN QUANG MINH	国税徴収法第54条に係る書類
小林 ジョリ	国税徴収法第54条に係る書類
小林 ジョリ	国税徴収法第131条に係る書類
野村 正義	国税徴収法第54条に係る書類
野村 正義	国税徴収法第131条に係る書類
高橋 龍生	国税徴収法第131条に係る書類